

最低賃金と雇用



専修大学准教授

やまがた ひろひさ
山縣 宏寿

1 はじめに

本稿は、最低賃金と雇用の問題を取り上げ、最低賃金の引き上げの必要性を強調すると共に、その下で雇用の縮減を生じさせない、さらには雇用を増やす上でのあり得るべき政策、運動の方向性を提起しようとするものである。

このような議論を展開する上で、その前提として、2000年以降における日本の経済状況、並びにいわゆる大企業の内部留保の状況について、ごく簡単に確認しておくこととしたい。

図1は、2000年以降の日本のGDP成長率の推移をまとめたものである。内閣府の景気基準日付を参照すれば明らかなように、日本では2000年以降、2度に亘り長期的な好景気が続いた。具体的には、景気の第14循環である2002年1月から2008年2月までの間では、後退期を除き73ヵ月間の拡張期が続き、2012年11月から2018年10月までの第16循環では、同様に71ヵ月の拡張期が続いた。

それでは、この時期におけるいわゆる大企業の

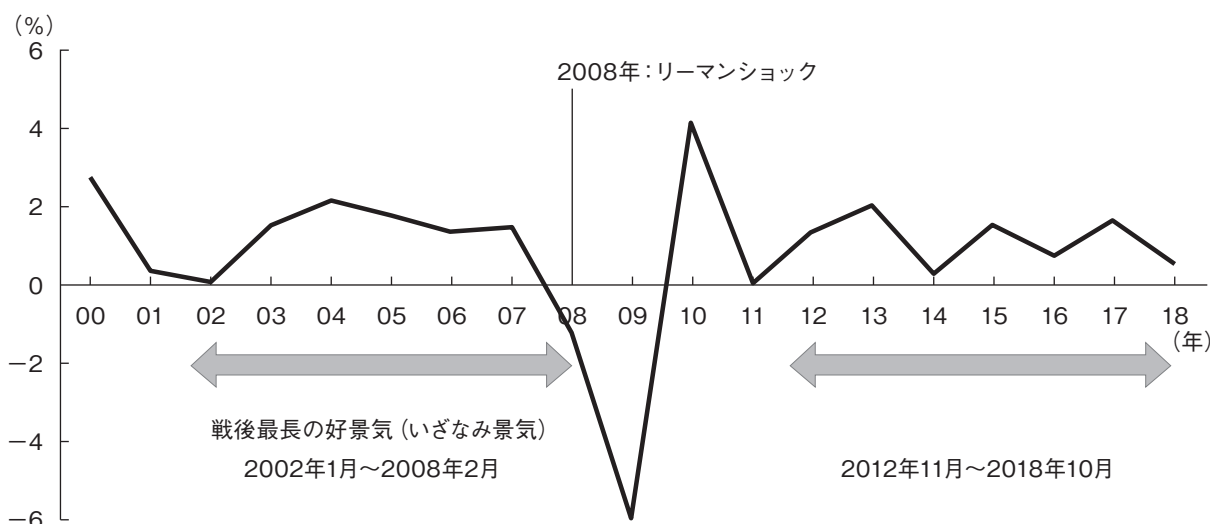
内部留保はどのようになっているかを確認しておこう（図2）。先に確認した景気の第14循環と第16循環における金融・保険を除く大企業の内部留保は、第14循環では167兆円から241兆円に増加し、第16循環では272兆円から368兆円に増加した。第16循環における金融・保険を含む大企業（資本金10億円以上）の内部留保は、333兆円から449兆円に増加している。

このことからまず強調しておきたい点は、2000年以降、日本の経済は好景気の中、間違いなく社会全体では富が生み出され、大企業を中心に内部留保が積みあがっている点である。すなわち最低賃金を引き上げると述べた際、社会全体において原資がない、「無い袖は振れぬ」という主張、立論は成立しえない。問題は、社会全体で生み出された富の配分である。

2 最低賃金と雇用をめぐる研究史

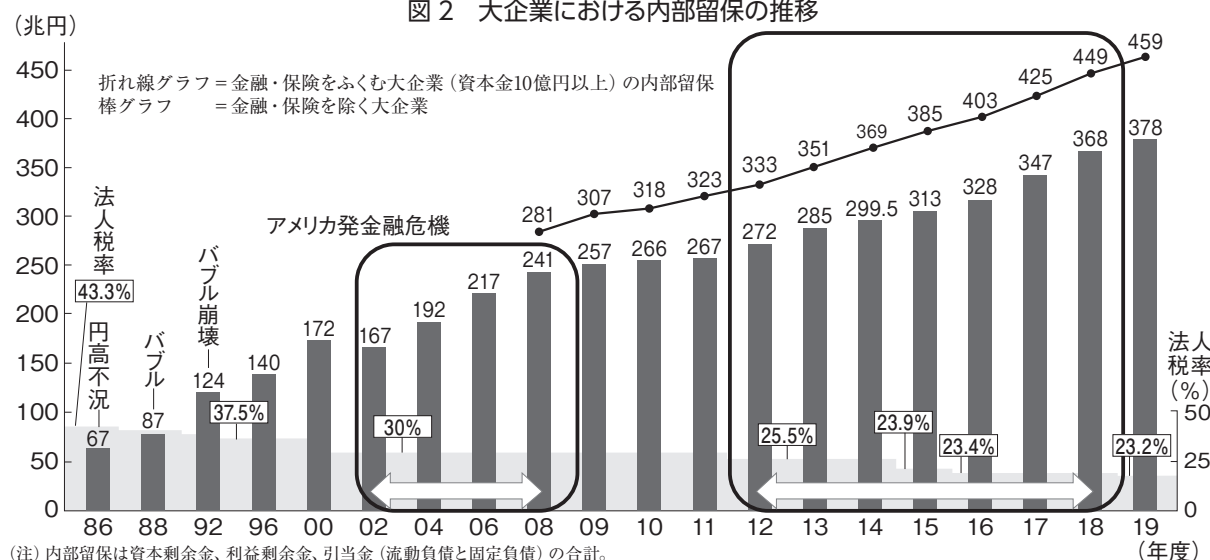
次に、最低賃金を引き上げると述べた場合、枕詞の如く付き纏う「最低賃金を引き上げれば、失

図1 2000年以降におけるGDP成長率の推移



IMF (2021) World Economic Outlook Databaseから作成

図2 大企業における内部留保の推移



(注) 内部留保は資本剰余金、利益剰余金、引当金 (流動負債と固定負債) の合計。
資料: 財務省「法人企業統計年報」、単体決算。資本金10億円以上の金融・保険を除く全企業約5000社と、金融・保険を含む約5800社。
全労連・労働総研編 (2020) 「2021年国民春闘白書」から転記

業者が増加する」、「雇用が縮減する」、従って「労働者のためにならない」とする言説に係わり、近年における最低賃金と雇用をめぐる研究史の動向、変容について概観しておこう。

最低賃金の引き上げは、失業者の増加をもたらすとする研究は、古くから認められ、そうした主張は、Stigler (1946) において展開されている。Stigler (1946) は、その論稿のなかで、最低賃金が上昇すればするほど、失業者が増加すると述べ、その悪影響を強調している¹。こうした主張は、経済学の中で広く受け入れられ、その主張と軌を一する研究が長らく蓄積されてきたと言って

差し支えないであろう。そうした見解は、特に若年労働者の雇用に対する悪影響を強調するものであり、例えば Brown et al. (1982)、Brown et al. (1983)、Solon (1985) などを挙げるができる。

こうした主張に対し、1990年代になって Card らによって異論が展開された。例えば Card (1992) は、1990年における連邦最低賃金の引き上げについて取り上げ、最低賃金の上昇と雇用量の減少との間に関連性を認めることはできなかったとする研究成果を示した。また Card and Krueger (1994) は、最低賃金を引き上げた州と

引き上げを行わなかった2つの州（ニュージャージー州とペンシルバニア州）の雇用量の変化を分析し、雇用の縮減が認められないどころか、雇用量の増加が認められるとする研究結果を発表した。さらに Card and Krueger (1995) では、Table12.1²において最低賃金の引き上げが、雇用に対して負の影響を与えないとする研究の一覧がまとめられるに至っている。

無論、こうした Card らの研究に対して批判も行われてきた。そうした研究として、Neumark and Wascher (2008) を取り上げることにについて、差し当たり異論はないであろう。Neumark and Wascher (2008) は、例えば Card らの研究において、最低賃金の引き上げが失業者の増加を伴わなかったとする論考の問題点として、最低賃金の引き上げが失業者の増加となって表れるまで時間差が生じるが、Card らの研究ではそれらの時間差が十分に考慮されていない点を指摘した。また Card らの分析は、限られた飲食業等の分析であるにもかかわらず、それらを過度に一般化している等の批判も行われた。

しかし、こうした主張に対しても、CPS (Current Population Survey：人口動態調査) を用いて、1979年から2016年まで、大幅に分析の対象を広げた Doruk Cengiz, Arindrajit Dube, Attila Lindner, Ben Zipperer (2019) においても、Card らの研究を支持すると解し得る研究成果が示された。

いずれにせよ、少なくとも、ある種常識として語られてきた最低賃金の引き上げは、失業者を増加させる、あるいは雇いを縮減させるというテーゼに対して、研究史において異論が示され、今日、そうしたテーゼに対して揺らぎが生じていると述べて大過ないであろう。

それでは、日本における最低賃金と雇いをめぐ

る研究史は、どのようになっているのであろうか。以下、日本の研究動向についても概観しておこう。

まず、最低賃金と失業との関係について分析を行っている勇上和史 (2005) を取り上げよう。勇上 (2005) は、2000年を分析対象とし、「従業地ベースのデータから性・年齢・産業構造をコントロールした地域間失業率格差³」を計算し、地域別実質最低賃金格差との関係について分析を行っている。分析の結果として、当該地域間失業率格差と実質最低賃金格差との間に、正の相関関係が認められることを確認している。

また川口大司・森悠子 (2009) は、同様に最低賃金と雇用との関係について論考を加え、最低賃金の上昇が、10代男性労働者及び中年既婚女性の雇いを減少させるとする分析結果を示している。ただし、それらの影響は共に大きくなく、その要因は、最低賃金の水準が比較的低く、その影響を受ける労働者の割合が多くないことにあるとの指摘を行っている⁴。

さらに董艶麗・茨木瞬 (2023) は既存研究についてメタ分析を行い、最低賃金の引き上げが最低賃金を上回る労働者の雇用に対して負の影響を与えていることを導出すると共に、賃金水準の低いパート・アルバイトの雇用が増える効果などについて示唆を与えている。

他方、海外の研究動向と同様に、最低賃金の引き上げによる雇用喪失効果が認められなかったとする研究結果も示されてきた。田口典男 (2000) は、1999年におけるイギリスの全国最低賃金制度の導入について分析を行っているものであるが、「低賃金業種の多いサービス部門も含めて、製造業を除くイギリス産業全体で雇用数は増加している⁵」とする分析結果を明らかにし、特にサービス部門での雇用者数の増加について確認を行って

いる。

また、そうした研究の一つとして、山口雅生^{やまぐちまさお} (2017) を取り上げれば、山口 (2017) は、『賃金構造基本統計調査』の個票データを用いて、最低賃金と雇用との関係について分析を行い、統計的に最低賃金の引き上げが、雇用に対して有意に影響を及ぼしておらず、女性、非正規労働者の雇用量にも影響を与えていなかったことを析出している。

さらに、樋口美雄^{ひぐちよしお}・佐藤一磨^{さとうかずま}・小林徹^{こばやしとおる} (2011) は、2004年から2010年までの「慶應義塾家計パネル調査 (KHPS)」を用いてパネルデータ分析を行い、最低賃金の引き上げが、賃金水準や賃金格差に与える影響、雇用喪失効果について検証を行っている。分析の結果として、最低賃金の引き上げは、既に雇用されている女性・男性非正規労働者に対して雇用機会を喪失させておらず、また新たな就業に対する雇用抑制を認めることはできない点、そして最低賃金の引き上げが、男女の非正規労働者の週平均労働時間を減少させていなかった点などを示している。

以上、日本における研究動向について概観してきたが、日本においても最低賃金の引き上げによる雇用喪失効果について、見解を異にする主張が展開されてきており、今なお、さらなる研究蓄積が必要とされる段階にある。しかしながら、その動向として、最低賃金のマイナス効果を強調する論調が、従前に比べややトーンダウンしていると述べて許されるであろう⁶。

3 労働政策における最低賃金の位置づけ

これまで最低賃金と雇用をめぐる研究蓄積につ

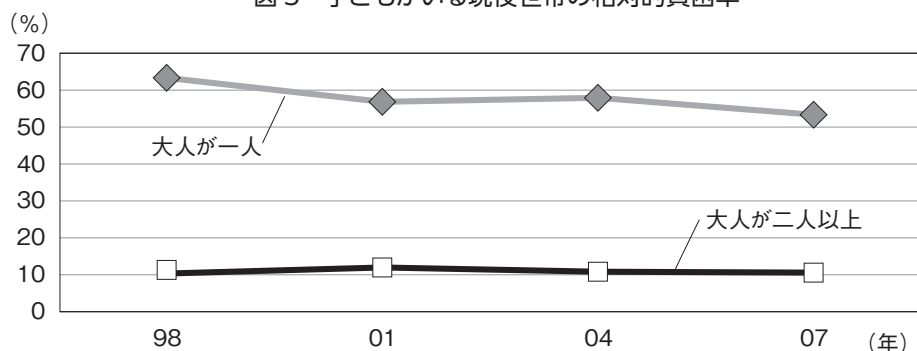
いて言及してきたが、以下ではこれまでの労働政策における最低賃金の位置づけについて確認すると共に、必要とされる今後の方向性について検討していくこととしたい。

周知の通り、中澤秀一^{なかざわしゅういち}氏の一連の研究が示すように、現在の最低賃金の水準は、最低生計費をカバーできる水準にはなく、たとえ月に173時間⁷働いたとしても、25歳ベースで見れば、最低生計費に約6~8万円足りない状況にある⁸。現状における最低賃金は、最低生計費を保障するものではなく、あくまでも男性稼ぎ主型モデルを前提とした、家計補助的な賃金としてみなされてきた側面が認められる。

そうした位置づけは、例えば川口・森 (2009) を取り上げれば、「最低賃金労働者は必ずしも貧困家計に属しているわけではないことに注意しなければならない」とし、「最低賃金の引き上げは貧困世帯を効率的にターゲットしていない点で有効な貧困削減策とはいえない⁹」との指摘を見ることができる。また大竹文雄^{おおたけふみお} (2013) も「最低賃金水準で働いている労働者の多くは、500万円以上の世帯所得がある世帯における世帯主以外の労働者である。つまり、最低賃金は、貧困対策としては、あまり有効でない¹⁰」との見解を示している。こうした議論については、現在の日本の状況を踏まえれば、再考する余地が広がっているものと考えられる。以下では、その根拠を示していくこととしたい。

第一に、こうした家計補助的最低賃金の位置づけが、社会の中に看過できない大きなリスクを持ち込むと共に、そうしたリスクをある特定の労働者に強制的に負担させることとなる点である。図3は、厚生労働省 (2009) から、日本における子どものいる現役世帯の相対的貧困率をグラフ化すると共に、各国における大人が一人の場合におけ

図3 子どもがいる現役世帯の相対的貧困率



ワースト5 (%)		ベスト5 (%)	
日本	58.7	デンマーク	6.8
アメリカ	47.5	スウェーデン	7.9
アイルランド	47.0	ノルウェー	13.3
カナダ	44.7	フィンランド	13.7
ポーランド	43.5	アイスランド	17.9

出典：厚生労働省(2009)「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」から作成

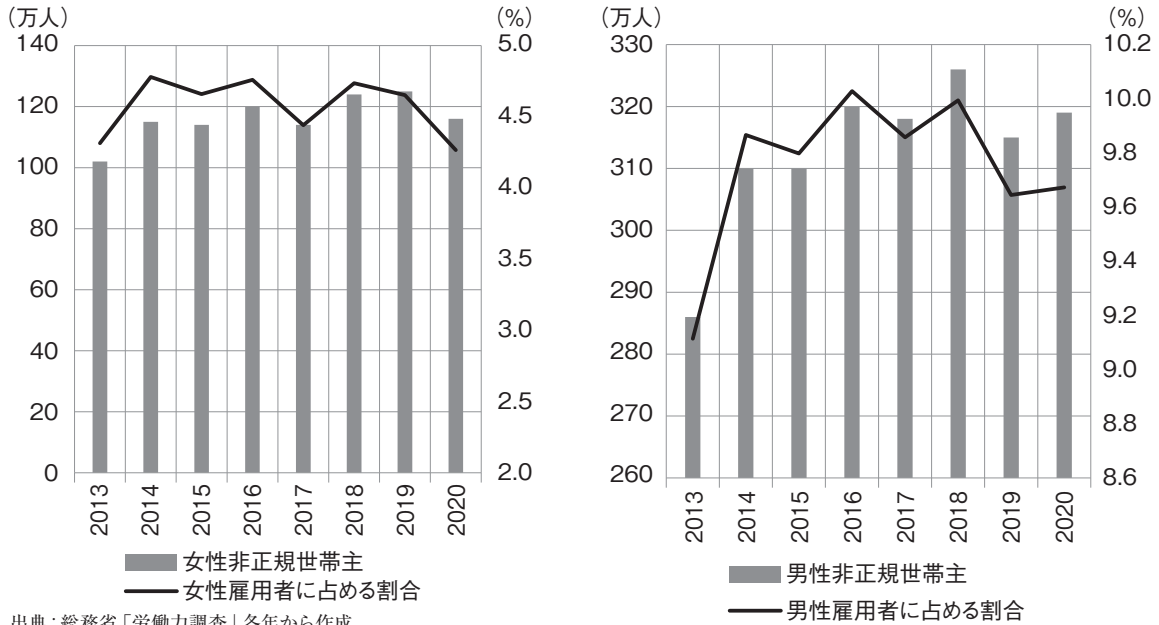
る同貧困率をまとめたものである。図3が示す通り、日本では、大人が二人以上の場合における同貧困率は、およそ10%を推移しているのに対し、大人が一人になった場合における同貧困率は、約60%前後を推移していることが把握できる。問題は、日本における大人が一人の場合における貧困率の水準である。厚生労働省(2009)によれば、当時のOECD諸国30カ国中、日本の当該貧困率の高さは、ワーストの水準であり、最下位から2番目のアメリカをも遥かに上回る水準となっている。すなわち、現実問題として、男性稼ぎ主型モデルの下、主たる稼ぎ主が相応の賃金を得ることができれば、別言すれば、そのモデルから外れない場合には、解釈によっては、問題は比較的軽微足り得る¹¹。だがそのモデルから逸脱した場合には、非常に大きなリスクが生じ、かつそうしたリスクは、典型的にはシングルマザーなど、社会的な相対的弱者に否応なく背負わせることとなる。

第二に、男性稼ぎ主型モデルの前提自体が、そもそも浸食されている点である。図4は、世帯主となっている男女別非正規労働者数、およびそれらの労働者が各雇用者に占める割合を「労働力調査」からまとめたものである。図4から明らかのように、女性非正規で世帯主となっている労働者

の数は、2013年の時点で約100万人存在し、2019年には120万人を超えている。女性雇用者に占める割合でみれば、4.5%前後を推移していることとなる。他方、男性非正規で世帯主となっている労働者数は、2013年において290万人弱であったが、2018年には330万人弱に増加し、男性雇用者に占める当該労働者の割合は、9.2%弱から10.2%弱に増えている。筆者が強調するまでもなく、これらの両労働者は、男性稼ぎ主型モデルの範疇から外れる労働者であり、それらの労働者がすでに一定程度存在する、あるいはその数に増加がみられることは、家計補助的最低賃金を肯定するロジックを蚕食するものである。

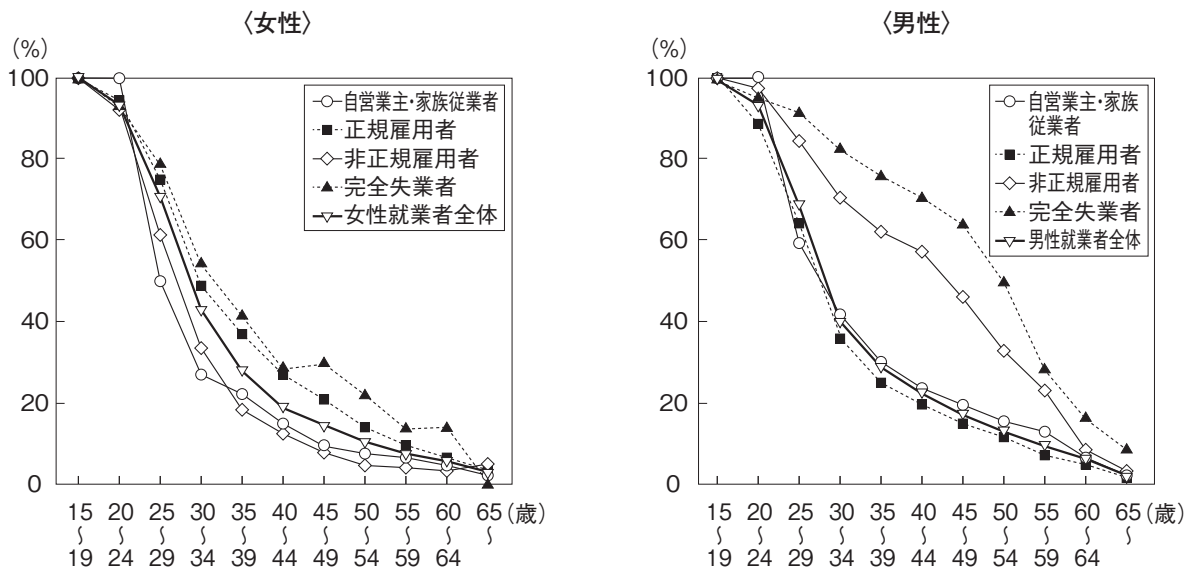
第三に、現状における低い最低賃金並びに都道府県別最低賃金のあり方は、労働力確保の点で問題を生じさせることである。図5は男女別に就業状態別の未婚率を示したものである。女性の場合には、各年代において非正規労働者の未婚率は、相対的に低い水準にあるが¹²、男性の場合には非正規労働者の未婚率は、自営業主・家族従業者、正規労働者の未婚率よりも高くなる傾向を把握することができる。論を俟つまでもなく、労働力を社会的に安定的に確保するは、労働政策上、必要不可欠であるが、最低生計費をも保障できない低

図4 男女別非正規世帯主の数および雇用に占める割合



出典：総務省「労働力調査」各年から作成
 注：全産業・全国で、当該年次の1月の数値を使用

図5 男女別就業状態別未婚率の割合



出典：内閣府男女共同参画局(2014)『男女共同参画白書』から転記

い最低賃金は、世代間労働力再生産を阻害する危険性がある。

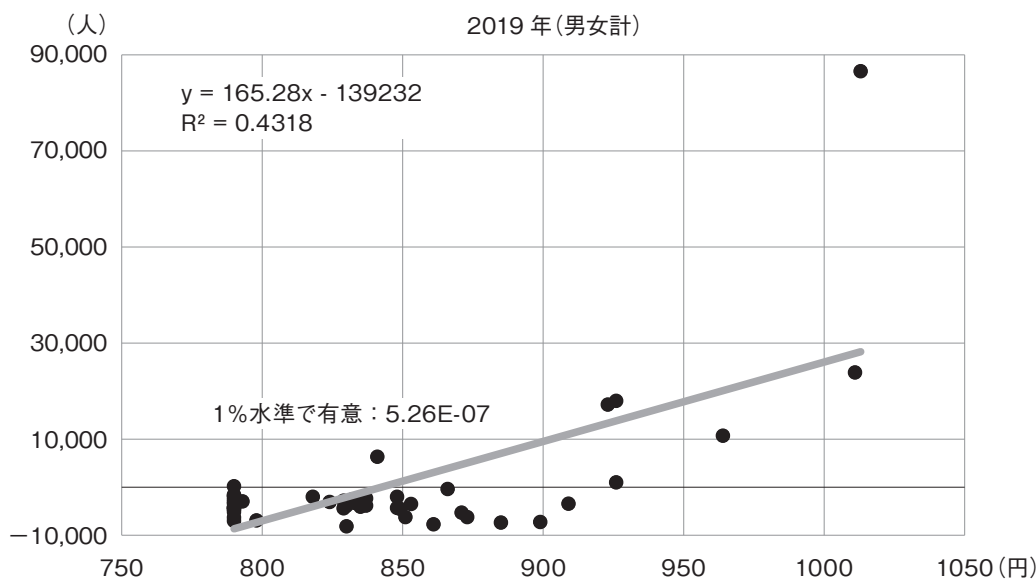
さらに都道府県別最低賃金は、特に地方での労働力確保を困難にするものである。図6は、2019年における各都道府県の最低賃金額と都道府県別転入・転出者数を散布図でまとめたものである¹³。図6から示されるように¹⁴、最低賃金が低い地域は転出超過となっており、逆に最低賃金が高い地域は相対的に転入超過となっており、最低賃金が高い地域に、労働力が移動している傾向を認める

ことができる。今日、生産年齢人口が減少していることは既知の事実であるが、このような都道府県別最低賃金のあり方は、地方における労働力確保をより難しくすることを示唆している。

4 日本における宿痾としての交渉力格差の温存とあるべき方向性

以上、これまで2000年以降における日本の経済

図6 都道府県別最低賃金と各都道府県における転入・転出者数



総務省(2019)『住民基本台帳人口移動報告』、及び2019年における各都道府県の最低賃金の額から筆者作成

状況、最低賃金と雇用をめぐる研究史、そしてこれまでの労働政策における最低賃金の位置づけ、並びにその問題について概説してきたが、最後に、最低賃金に関するあるべき方向性について、論点を提示しておきたい。

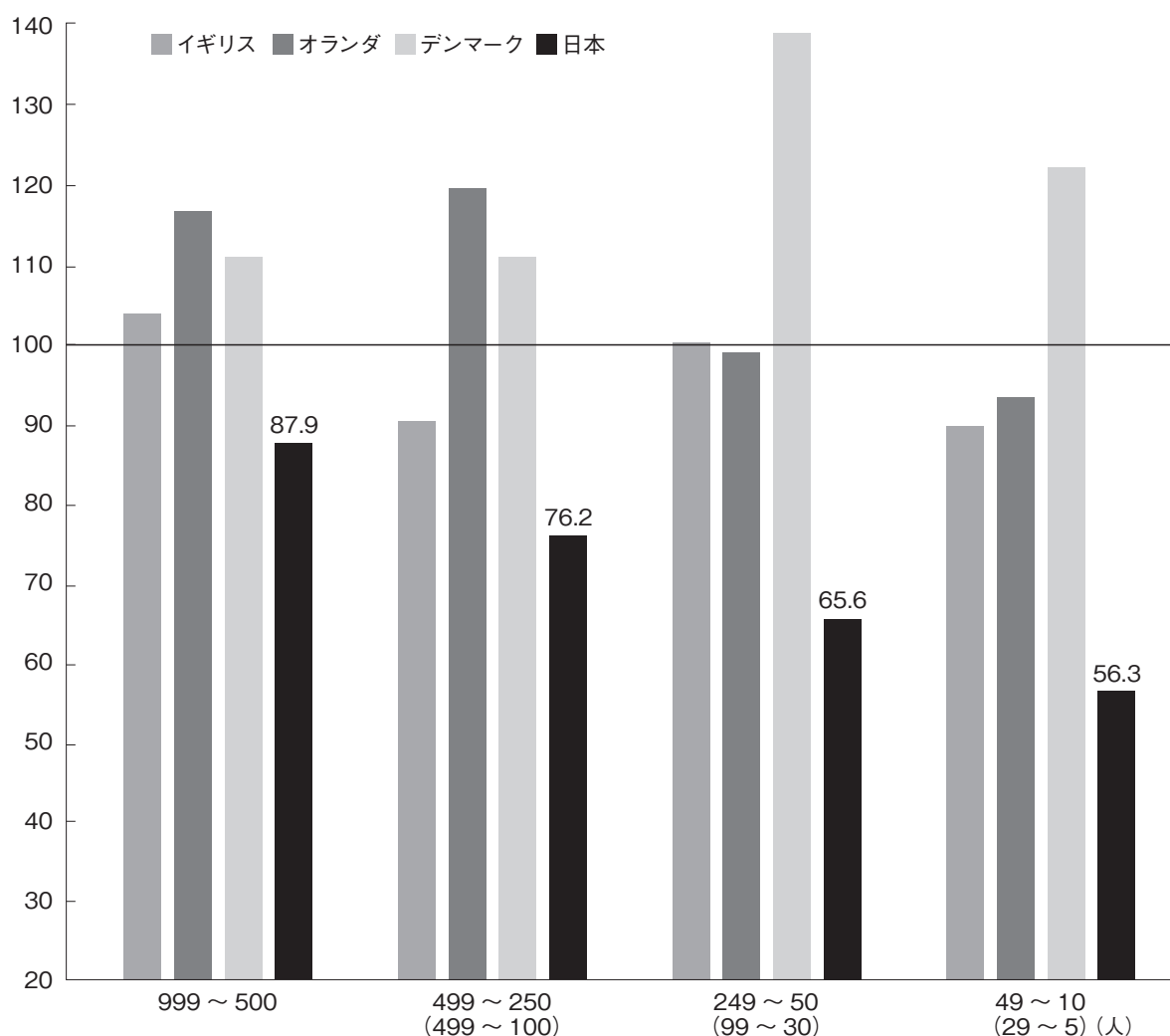
まず、あらためて強調しておきたいのは、2000年以降、日本経済は基本的に好景気をむかえ、社会全体では富がきちんと生み出されてきている点である。問題は、社会全体における富の分配問題である。富の分配問題といった場合、一般的には労使関係が想起されるであろう。筆者もその重要性について理解を共にするものである。だが、本稿では、もう一つの富の分配問題として、敢えて大企業と中小企業間の取引における富の分配を論点として示しておきたい。松丸和夫^{まつまるかずお}(2020)が論じているように、「技術革新、業務プロセスの見直しによる効率化が行われても、市場取引あるいは『下請取引』において、中小企業が価格決定権をわずかしか持ち得ないような取引上の不利を克服できなければ、『自助努力』による業務の効率化の成果は、『付加価値生産性』の向上に反映しないことになる」¹⁵。別言すれば、このような状況のもとでは、中小企業が付加価値生産性を上げて、その恩恵としての利益を中小企業が享受する

ことが困難となってしまう。

この点に関連して、図7を参照しておこう。図7は、イギリス、オランダ、デンマーク、そして日本における従業員規模による賃金格差の程度をまとめたものである。各国における従業員規模1000人以上の企業の賃金を100とした場合、各従業員規模(横軸)に応じて、賃金格差がどの程度、広がるのか、あるいは広がっていないのかを示したものである。

まずイギリスに注目すれば、イギリスでは999人から500人規模の賃金水準は、従業員規模1000人以上の企業の賃金を上回る水準にあり、499人から250人規模では賃金水準はやや落ちるものの、249人～50人規模でほぼ1000人以上の規模の企業の賃金と同水準となっている。49人～10人規模の企業で見れば、90弱のレベルとなっている。オランダについても比較的同様の傾向を把握することができ、従業員規模1000人以上の企業における賃金を100とした場合、49人～10人規模の企業の水準は95弱であり、格差は限定的であると評価できる。デンマークに至っては、従業員規模が1000人以上の企業よりも、従業員規模が相対的に小さい企業の方が、むしろ賃金が高い水準となっている。

図7 従業員規模別賃金格差の国際比較



(注) 横軸上、括弧内の数字は、日本の規模区分(人)となっている点には注意が必要である。
 出典: 労働政策研究・研修機構(2019)『データブック国際労働比較2019』、JILPTから作成

それに対して、日本について目を転じれば、従業員規模が減ることにより、賃金格差が広がっていることは明々白々である。従業員の規模区分が他国と異なっている点には、留意が必要であるが、99人～30人規模では、従業員規模1000人以上の賃金水準100に対して、約65の水準となり、29人～5人規模では約55の水準にある。

詳細についてはさらに論じる必要があるが、図7が示唆するように、中小企業が享受すべき利潤が、公正に分配されていない可能性がある。日本

の大企業と中小企業における経済の二重構造問題が論じられて久しいが、最低賃金を引き上げていくうえで、中小企業において社会で生み出された富が公平に分配されているか、再点検していくことが必要である¹⁶。

【引用・参考文献】

- 大竹文雄 (2013)『最低賃金と貧困対策』(RIETI Discussion Paper Series 13-J-014)、経済産業研究所
- 川口大司・森悠子 (2009)「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」

- 労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.593、労働政策研究・研修機構
- 川口大司・森悠子(2013)『最低賃金と若年雇用』(RIETI Discussion Paper Series 13-J-009)、経済産業研究所
- 厚生労働省(2009)「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」
- 全労連・労働総研編(2020)『2021年国民春闘白書』、学習の友社
- 総務省「労働力調査」(各年)
- 田口典男(2000)「イギリスにおける賃金審議会の廃止と全国最低賃金制度の導入」法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』No.502、法政大学大原社会問題研究所
- デービッド・アトキンソン(2019)『日本人の勝算』、東洋経済新報社
- 董艶麗・茨木瞬(2023)「日本における最低賃金の引き上げが雇用に与える影響」労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.750、労働政策研究・研修機構
- 内閣府男女共同参画局(2014)『男女共同参画白書』(平成26年版)、男女共同参画局
- 中澤秀一(2018)「全国チェーン店時給調査」労働運動総合研究所編『労働総研クォーターリー』No.109、労働運動総合研究所
- 樋口美雄・佐藤一磨・小林徹(2011)「最低賃金引き上げの経済効果：パネルデータによる分析」『KEIO/KYOTO GLOBAL COE DISCUSSION PAPER SERIES』(DP2011-025)
- 松丸和夫(2020)「中小企業の『生産性革命』と公正取引実現」『経済』、新日本出版社
- 山縣宏寿(2021)「日本における最低賃金の現状と失業への影響」専修大学社会科学研究所編『専修大学社会科学研究所月報』No.700、専修大学社会科学研究所
- 山口雅生(2017)「最低賃金の引き上げが飲食店事業所の雇用にどう影響するのか」立命館大学政策科学会編『政策科学』第24巻第3号、立命館大学政策科学会
- 勇上和史(2005)「都道府県データを用いた地域労働市場の分析」労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.539、労働政策研究・研修機構
- 労働政策研究・研修機構(2019)『データブック国際労働比較2019』、労働政策研究・研修機構

『朝日新聞』2019年7月31日

Brown, Charles, Curtis Gilroy and Andrew Kohen (1982) "The effect of minimum wage on employment and unemployment", *Journal of Economic Literature* 20

- Brown, Charles, Curtis Gilroy and Andrew Kohen (1983), "Time-series evidence the effect of the minimum wage on youth employment and unemployment", *Journal of Human Resources* 18
- Card, David (1992), "Using regional variation in wages to measure the effects of the federal minimum wage", *Industrial Labor Relations Review* 46
- Card, David and Alan Krueger (1994) "Minimum Wages and employment: a case study of the fast food industry in New Jersey and Pennsylvania", *American Economic Review* 84
- Card, David and Alan Krueger (1995), *Myth and measurement*, Princeton University Press
- Doruk Cengiz, Arindrajit Dube, Attila Lindner, Ben Zipperer (2019) "The effect of minimum wages on low-wage jobs", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.134
- David Neumark and William L. Wascher (2008) *Minimum Wages*, The MIT Press
- Stigler, George J (1946) "The Economics of Minimum Wage Legislation", *American Economic Review*, Vol. 36, No.3
- Solon, Gary (1990), "The minimum wage and teenage employment: a reanalysis with attention to serial correlation and seasonality", *Journal of Human Resources* 20

注)

- 1 具体的には、The higher the minimum wage, the greater will be the number of covered workers who are discharged. Whatever the number (which no one knows), the direct unemployment is substantial and certain; and it fairly establishes the presumption that the net effects of the minimum wage on aggregate employment are adverse. p.361と述べている。
- 2 具体的には、Table 12.1 Summary of Estimated Employment Effects (p.388)を参照されたい。
- 3 勇上和史(2005)9頁から引用
- 4 川口大司・森悠子(2009)52頁
- 5 田口典男(2000)46頁
- 6 こうした変化は、例えば大竹文雄氏の以下の言にも見て取ることができる。「最低賃金の引き上げは良いことだ、と思っている国民は多いと思います。しかし経済学者の多くは効果がないか、むしろマイナス面が大きいと考えてきました。…(中略)…私も長い間、こう考えてきましたが、今の日本では最低賃金を上げることのプラス面が大きくなっていると考えようになりました。」(下線：筆者)『朝日新聞』2019年7月31日

から引用

- 7 具体的には、 $365日(1年) \div 7日(1週間) \times 40時間 / 12ヵ月 = 173.80952\dots$ 小数点第2位以下四捨五入により算出した。
- 8 詳細については、例えば、中澤秀一(2018)を参照されたい。
- 9 川口大司・森悠子(2009) 53頁
- 10 大竹文雄(2013) 15-16頁
- 11 誤解のないように付言すれば、そのモデルから外れない場合においても、問題であるというのが、筆者の立場である。詳細については、別稿で論じることとした。
- 12 女性正規労働者の未婚率が、女性非正規労働者の未婚率より高いことは、これはこれで重要な論点を含んでいるが、詳細については別稿で検討することとした。
- 13 各都道府県における(転入者数-転出者数)で算出しており、マイナスは転入者数よりも転出者数が多いことを示しており、逆にプラスは転出者数よりも転入者数が多いことを示している
- 14 図6は、あくまでも相関関係を示すものであることに、留意されたい。
 こうした労働力の確保の問題は、さらに国内の労働力の移動の問題に留まらないことにも注意が必要である。テレビ報道でも見られたように、最低賃金が比較的高いオーストラリアでは、円安も背景として、アシスタントナース(非正規)の職にあって、週5日勤務で月収が約80万円という状況が既に現に生じている。ただでさえ国内において労働力不足に対して懸念が生じているなか、若い世代の労働力不足を助長しかねない状況となっていることも、議論の念頭におく必要がある。
- 15 松丸和夫(2020) 125頁から引用
- 16 中小企業の生産性は低いとして、合併、あるいは洵

汰を強調する言も見られるが、こうした言については、日本にある意味特殊な状況を加味したうえで、中小企業の生産性は低いとする立論が妥当であるか、慎重な検討を要するであろう

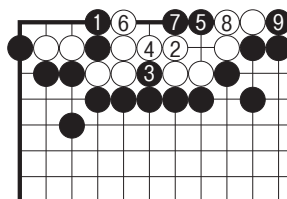
やまがた ひろひさ 専修大学経済学部准教授
 明治大学大学院(経営学(博士))、諏訪東京理科大学経営情報学部講師、中央大学法学部・商学部兼任講師、明治大学経営学部兼任講師、法政大学現代福祉学部兼任講師、法政大学大原社会問題研究所兼任研究員などを経て現職。
 労働総研常任理事、労働総研賃金・最低賃金問題研究部会部会長、ワーカーズネットかわさき理事など。

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、白死。

解説 黒1、3、5が攻めの手順で黒9までダメツマリで解決です。



詰将棋の解答と解説

解答 ♠2二歩△1二玉♠3四馬△同歩♠2一歩成△同玉
 ♠3三桂まで七手詰。

解説 一見駒不足ですが、まず平凡な♠2二歩から入ります。△1二玉で指し切りのようなのですがそこでの♠3四馬が好手です。△同歩とさせてからの♠2一歩成がとどめの一手で△2三玉は♠2二竜ですし△同玉はそこで♠3三桂が打てるわけです。